



信達の歳時記

福島法人会ホームページ <http://f-hojin.or.jp>

蔵島神社「つつこ引き祭り」(伊達市保原町)
福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影

平成24年3月1日発行 (毎月1回1日発行) 第488号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2012
3

私のポケット

行く河の流れは絶えずして、しかも、もとの水にあらず。で始まる「方丈記」は、鴨長明（かものながあきら）が書いたものですが、まさに今年のNHK大河ドラマの平清盛の時代で、日本が武家社会へと大きく変わる一方、天変地異が次々と起こる不安な時代でした。

平安時代の末期、わずか十年足らずの間に、都の半分を焼き尽くす大火災、すさまじい竜巻、数万人の餓死者をだした大飢饉、そしてM9に近い大地震が立て続けに起こりました。方丈記には、その有様が、実に生々しく、克明に描かれていて、長明が優れたリポーターであった一面が窺えます。

しかし、長明がえらかったのは、そこから独自の（無常観）という概念をみちびきだしたところです。

最初の文に続いて、
淀みに浮かぶうたかたは、かつ消え、かつ結びて、久しく留まりたるためしなし。人と、住みかと、またかくの如し。とあり、
すべてのものは変化していき、止まることはない、人の欲望も見栄も結局意味はない、と言うのです。いまの世の中だからこそ、そうした（無常）を見つめ、考える必要があるかも知れません。（浦部記）



東日本大震災関連のお知らせ5

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、「震災特別法」の一部が改正され、平成23年12月14日に施行されました。改正の主な内容は次のとおりです。

〔法人税関係〕

1. 被災代替資産等の特別償却制度の改正

① 被災資産の範囲について、東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなったものが対象資産であることが明確化されました。

② 震災特別法で措置された被災代替資産等の特別償却の特例について、特別償却の適用対象となる被災代替資産に二輪車等の車両及び運搬具が追加されました。

なお、この改正は平成23年12月14日以後に取得等をする車両及び運搬具について適用され、同日前に取得等をした車両及び運搬具については改正前の規定が適用されます。

2. 災害による繰越損失金の範囲の改正

災害損失欠損金額となる災害により生じた損失の額の範囲について、東日本大震災などの大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、災害のやんだ日の翌日から3年（改正前は1年）を経過した日の前日までに支出する費用に係る損失の額が含まれることとされました。

〔自動車重量税関係〕

被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税措置の適用対象の範囲に、二輪車等が追加されました。

〔印紙税関係〕

被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等に係る印紙税の非課税措置の拡充や、一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」に係る印紙税の非課税措置の創設など、新たに税制上の措置が追加されました。

※ 詳しくは福島税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

県税からのお知らせ

自動車の変更登録を忘れずに！

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は、使用者）に課税される県税です。

自動車を他人に譲ったり廃車するなどにより実際に自分が持つていなくても、3月末日までに管轄の運輸支局などで所有権の移転や抹消の手続きを済ませていないと、引き続き元の所有者に課税されますのでご注意ください。

なお、転居したときに住民票を異動させても、車検証上の住所は一緒には異動しません。自動車税の納税通知書は、車検証上の所有者又は使用者の住所に送付されますので、運輸支局などでの住所の変更登録も忘れずに行ってください。

平成24年度自動車税の定期課税

平成23年度は、災害の影響により課税時期を延期しましたが、平成24年度は5月31日（木）を納期限として課税を実施いたします。

（県庁税務課 電話024-521-7070）

平成24年度国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。採用されますと、税務大学校で研修を受けた後、仙台国税局管内(東北6県)の税務署に配属されます。

受験資格



1. 昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれのもの
2. 平成3年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

受験申込受付期間

- ・インターネット…平成24年4月2日(月)午前9時～4月12日(木)
 - ・郵送又は持参…平成24年4月2日(月)～4月3日(火)
- ※インターネットによる申し込みができない場合のみ郵送又は持参することとなりますが、期間が短くなっておりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

仙台国税局人事第二課 試験研修係 ☎022-263-1111(内線3236)

「社会保障と税の一体改革 素案について」

平成24年1月6日に、政府・与党は社会保障と税の一体改革素案を正式決定しました。この素案は少子高齢化が進む中で、社会保障の機能の強化と安定的な財源の確保財政の健全化を同時に目指すものであります。

さて素案における税制改革についてですが、平成27年までに次のような税率の引き上げ、相続税の基礎控除の見直し等、私たちに大きく影響する項目が目白押しです。

1. 消費税

(1) 消費税率の引上げ

消費税の税率を

- ①平成26年4月1日より8%
- ②平成27年10月1日より10%

(2) 課税の適正化

- ①資本金1,000万円未満の新設法人の設立当初2年間免税点制度

課税売上高5億円超の事業者が直接・間接支配法人設立をした場合不適用とし、当初から課税事業者とする。

②簡易課税のみなし仕入率の改定

2. 所得税

所得税は現在の40%の最高税率が45%に引き上げられる。

現在課税対象となる所得額に応じて、5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階だが40%かかる「課税所得1,800万円超」の上に税率45%の「5,000万円超」の区分が新たにでき、7段階となる。

3. 相続税

(1) 相続税の基礎控除の見直し

【現行】

5,000万円+1,000万円

×法定相続人数

【改定】

3,000万円+600万円×

法定相続人数

(2) 相続税の税率構造の見直し

再分配機能の回復を図る観点から、最高税率を55%に引き上げる等の見直しを行う。

(3) 死亡保険金に係る相続税の非課税

直しを行う。

【現行】 500万円×法定相続人

【改定】 500万円×法定相続人(次の者に限る)

①未成年者

②障害者

③相続開始前に被相続人と生計を一

にしていた者に限る

などの内容になっております。

今後どのように改正が行われるか注目

したいものです。

東北税理士会福島支部 斎藤 敏昭

東北税理士会福島支部 斎藤 敏昭

東北税理士会福島支部 斎藤 敏昭

東北税理士会福島支部 斎藤 敏昭

村井幸三さんの 「ヘーなるほど」

悪夢の大震災、三月十一日も早や一年です。その十一日とわずか一日違いなのですが、今から六十八年前の昭和

二十年(一九四五)の三月十日、当

時の平市がアメリカ空軍の戦略爆撃

機B29の空襲をうけて二千三百戸が

焼失、全市が壊滅したことをご存じ

でしょうか。十日と十一日、一日の

差はあるものの、なにか因縁めいた

ものを感じます。

この日、米軍はサイパンに基地を

もつ航空部隊の総力をあげて昼、夜

間を問わず日本各地を襲いました。

とくに惨烈だったのはB29・

150機による東京都への空襲

で、都の四分の一にあたる都心部

二十五万戸が焼夷弾攻撃によって炎

上、その猛火に包まれて七万人の都

民が亡くなりました。罹災者百万人

といわれ一部の中・高校の教科書に

は、東京大空襲というタイトルで記

載されていますからご記憶の方もい

らっしゃると思います。

そこで平市はどうかと当時の新聞

を調べてみました。ありました。翌々

日の紙面に東部軍発表という一段八

行の小さな記事がのっついて、それに

よると当方に若干の損害はあったも

の、敵機は我軍の反撃によって東方

海上に逃走したと書いてありました。

とにかく当時は軍の統制が厳しく

当方に不利な情報は一切知らせませ

んでしたが、それにしても酷い発表で、

犠牲となった当時の市民の方に心か

らおくりやみ申し上げたいと思います。

この日を手始めに本県各都市への

空襲が始まりました。もともと被害の

ひどかったのは、いまだに語り継がれ

ている郡山への爆撃で、四月十二日に

始まる三回の爆撃によって西部地区の

工場が全滅した他二千戸の民家が焼

け、二百五十人が犠牲になっています。

いわき市の災害の因縁話から県内

への空襲被害に話が広がってしま

ました。そこでの伝手に県内で空襲

をうけた町村を調べて見ました。大

日本防空協会本県支部の資料です

が、二市のほか福島、須賀川、原町、

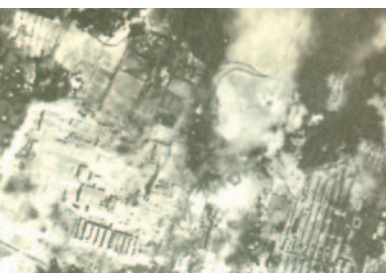
小名浜、富岡、船引、小

野、本宮、滝根、大越、

川内の十三市町村が襲わ

れ、六百六十三人が亡く

なっているようです。



◀爆撃を受ける日東紡富久山工場
〔「福島民報」昭和20年4月13日より〕

会員の心は

経・モ ややまひろし



東北サーモ株式会社

代表取締役社長

小口 直孝氏

(福島市仁井田字狐林2-1)

TEL (024) 546-1012

仁井田にある東北サーモを訪ねた。工場が三棟並んでいるが何を作っているかほとんど見当がつかない。

「工場の中を案内しても、何をつくっているのかわからないと思いますよ」と小口社長は笑う。

「そもそも、サーモというのが理解出来ないんですよ」

「熱加工という意味があるんですが、プラスチックという合成樹脂はご存じですかね。その中にポリエチレンも含まれています。ポリ袋と一般に呼ばれています。そのポリ袋を専門に製造しているのが当社なんです」

「それだけです。単純です」

「失礼なことを聞いてみる。単純なようですが、物凄く複雑なんです。まず大きさが様々です。中に入る物も複雑です。機械類、食品類、日用品、ゴミに至るまで用途によって、材質、厚さだけでなく様々な性能が要求されます。製造する場合でも、その日の天気、湿度、温度によって微妙な調整が必要なんです。こんな顔をしています。物凄く神経を使っているんです」

という。なるほど、聞いてみなければ分からないもんだ、と反省した。

昭和三十年代、アメリカからポリエレンと技術を持ってきて最初にポリ袋を製造したのが、宮坂勝吉氏という人物。

その後、サーモ福島営業所が出来、宮坂氏との縁で「東北サーモ」を創業したのが父である小口保氏。初代社長である。

小口直孝氏は昭和三十七年、福島市矢剣町に生まれ、県立福島高校を卒業、福島大学経済学部に入った。試験は森合にあつた古い校舎の経済学部で受け、合格すると、金谷川の新校舎で勉強した。

卒業すると親会社であるサーモ株式会社に入社。最初は栃木にあるサーモ工場で二年間修行した。ポリ袋の製造工程から機械のメンテナンスまで知識と技術を一通り体験した。昭和六十二年父、保氏から連絡があり、福島に戻って来い、と言われた。二十五歳のとき福島に帰り、平成十六年二代目社長に就任した。

この社長、ポリ袋を作っているだけかと思つたら、じつに多彩な趣味と活動をしていた。中学、高校時代はプラス

バンドやオーケストラでオーボエを吹き、大学時代はボート部で国体にも出場、四十歳位までラグビーもしていた。

商工会議所の青年部では置賜町の屋台村の立ち上げに参加した。現在、商店街連合会の青年部に所属し今年十月福島で開催される「第三回全国ぎょうざサミット」を成功させようと奮闘中である。青年部で「ギョーザの神様」というPRソングも完成し、直孝氏は歌手としてデビューする。バックには波恵ダンスの若い女性たちが踊り、歌を盛り上げるという。「目標に向かい前向きに面白い話をしながら酒を飲むのが一番の楽しみです」作業服を着た社長からは、想像できない面白い話を聞き、十月のイベントを楽しみにしながら帰ってきた。

【3月のこよみ】

受験

「あいつ、サクラ咲いたのか散ったのか」



新春公開講演会開催



講師の佐々木則夫氏

当会の新春公開講演会は2月2日(木)午後3時よりウエディングエルテイにおいて、女子サッカーなどでしこジャパンの佐々木則夫氏を迎え「目標達成へのプロセス」チームワークとコミュニケーション」をテーマに600名の参加で開催された。

佐々木氏は、女子サッカーを「メジャースポーツにしたい」という思いやワールドカップの裏話、また平日頃から選手間で問いかけ、ミーティングをさせる等コミュニケーションの大切さについても熱く語られた。

講演会は時折笑いがでるなど終始和やかで、参加者からの質問にも気軽に答えていただいた。

